

罹災者様用

火災等によって出たごみ（一般家庭）の処分方法について

火災や自然災害（地震・台風・大雨・突風等）に遭われた方が、ごみを処理する際に必要となる手続きや相談が多い事柄をまとめたものです。以下では、市などの施設で受け入れる場合を中心にその手順を説明します。

1. 市などの施設での受入対象

袋井市内で発生した一般家庭住宅の火災等の廃棄物が対象です。

火災等により出たごみの搬入については、罹災者様自らが処理施設へ搬入するほか、袋井市から許可を受けた一般廃棄物収集運搬許可業者による搬入を認めています。

許可業者については、「袋井市ごみの出し方ガイド」P14 **取扱事業所**参照

ごみの出し方ガイド
P13-P14



【受入対象とならないもの】

※許可業者以外の業者（解体業者や産業廃棄物収集運搬業者など）からの搬入は認めていません。

※建築物の解体等に由来する廃棄物及び工場・商店・社宅等の事業系の火災廃棄物は、産業廃棄物にあたり、市などの公共の処理施設には搬入できません。

該当する処理については、静岡県産業廃棄物協会（TEL054-255-8285）へお問い合わせください。

2. 手続きの流れ

(1) 罹災証明書を発行してもらう。

処理手数料の減免申請（無料）には、「罹災証明書」が必要となりますので、該当する場合には、ごみの処分をする前に証明書発行の手続きを行ってください。

★^{りさい}罹災証明書とは

火災や自然災害（地震・台風・大雨・突風等）により住宅などに被害が生じた場合、その程度を判定し、証明するものです。

発行手続きに関しては各発行場所にお問い合わせいただき御確認ください。

＊証明書発行場所

【火 災】：袋井消防本部 予防課 予防係 … TEL0538-42-0119(代)

【自然災害】：袋井市役所 2階 課税課 資産税係 … TEL0538-44-3110(直)

(2) 処理施設へ搬入

火災等で出たごみを、罹災者様にて、燃やせるごみ、金属ごみ、がれき類の3種類にできる限り仕分けしていただきます。燃やせるごみは（1）中遠クリーンセンターに、金属ごみ・がれき類は（2）中遠広域粗大ごみ処理施設に搬入していただくこととなります。

なお、火災等で出た金属ごみやがれき類は分別後、市役所にて事前確認をさせていただき、ごみの処理方法や受入基準の説明、それぞれのごみの受入施設先の判断をさせていただきます。

お電話ではごみの受け入れ施設に関する判断は出来かねますのでご承知おきください。

3. 各ごみ処理施設における対応について

(1) 燃やせるごみ【中遠クリーンセンター】

住 所： 袋井市岡崎 6 6 3 5—1 9 2

電話番号： 0538-30-0530

搬入時間： 月～金 9時～12時 13時～17時

土 9時～12時

日曜日・祝日・年末年始を除く

○対応の流れ

①ごみを車載して中遠クリーンセンターへ直接行っていただきます。

最大積載量 2 トン以下かつ車長 5.5 m 以下の車両でお願いします。

②罹災証明の原本を提示してもらい、施設側にてコピーをさせていただきます。

③「一般廃棄物処理手数料減免申請書」の提出をしていただきます。

ア 申請者本人が施設に来た場合

その場で、申請書を記入していただきます。

イ 申請者から依頼を受けた業者が施設に来た場合

1 回目の搬入は申請書がなくてもそのまま受け入れますが、その際に申請書をお渡して、罹災者様に記入してもらうように依頼いたします。

2 回目の搬入時に提出していただきます。

※ 2 回以上搬入する必要がある場合には、記入してもらった申請書に施設側が受付印を押印した後に申請者に返還し、搬入のたびに提示していただくことになりますので、ご承知おきください。

※ 事前に「一般廃棄物処理手数料減免申請書」を市役所にて配布することは可能ですのでご活用ください。

○仕分けについて

見た目では金属製品であると容易に判断できるものは搬入できません。

ただし、激しく燃えて黒く炭化してしまい、原型がどのようなものであったか判断できないものもありますので、搬入時受け入れ施設の職員にご相談ください。

なお、施設内の構造上、大型のごみは、搬入できません。

(受け入れ可能な大きさに切っていただき、搬入してください。)

★受け入れ可能な大きさ

木材家具など 高さ：2m×幅 1.3m×奥行 1m以内に解体してください

木・枝 太さが直径 12 cm 以内のものは、長さ 2m 以内に切ってください。

太さが直径 12 cm 以上のものは、長さ 1m 以内に切ってください。

「袋井市ごみの出し方ガイド」 P11 自己搬入 参照

ごみの出し方ガイド
P11-P12



(2) 金物・小型電化製品、埋立ごみ、火災残渣【中遠広域粗大ごみ処理施設】

住 所： 磐田市新貝 5 9—1

電話番号： 0538-37-4854

搬入時間： 月～金 9時～12時 13時～16時30分
土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く

○対応の流れ

- ①ごみを車載して市役所にていただきます。
最大積載量 2 トン以下の車両でお願いします。
- ②ごみの処理方法や受入基準の説明をさせていただきます。
搬入物の大きさは 2 m 以下
コンクリートブロックや石の大きさは握りこぶし大 (15 c m 程度) まで
(大きいものは専門業者へ搬入)
- ③罹災証明の原本を提示していただき、市側にてコピーをさせていただきます。
- ④市で確認し、中遠広域粗大ごみ処理施設にて受け入れできると判断できた場合は、「多量・自己の都合による一般廃棄物排出届」の提出が必要となりますのでその場で、書類を記入していただきます。

※家電 4 品目 (テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機) については、家電 4 品目受け入れ先業者【(財)家電製品協会の指定引取場所＝静岡ダイキュー運輸(株)】にて受け入れできると判断できた場合は、罹災者様及び罹災者から依頼を受けた業者様にて受け入れ先業者に搬入していただくこととなりますのでご承知おきください。

(リサイクル料金の支払いが必要です。詳細は、(3) 家電 4 品目を参照ください。)

【家電リサイクルとなる (静岡ダイキュー運輸(株)へ搬入する) 参考例】

★客観的に洗濯機や冷蔵庫など、家電リサイクル品と判別ができるもの

洗濯機



冷蔵庫



【粗大ごみ処理施設にて受け入れできる参考例】

★原形をとどめておらず、激しく燃えて黒く炭化してしまっているものや外枠のプラスチック類が溶けて中身がむき出しになっているものなど、家電4品目受け入れ先業者にて受入を断られたものは、中遠広域粗大ごみ処理施設にて受け入れ可能となります。

ただし、フロンガスを含んでいるものは、フロンガスを抜いてから受け入れ可能になります。

洗濯機



冷蔵庫（フロンガスの含有無）



※参考例はあくまでも一例となります。実物を確認しなければ、各受け入れ施設への判断は出来かねます。

⑤書類の右上に**減免（火災）**と記入した後、「確認書」をお渡ししますので、受け入れ施設へ罹災者様及び罹災者から依頼を受けた業者様にてごみの搬入をお願いいたします。

※申請者から依頼を受けた業者様が来庁された場合、「多量・自己の都合による一般廃棄物排出届」の申請者の欄は、業者様に依頼者の氏名等を記載していただきますのでご承知おきください。

※2回以上搬入する必要がある場合、搬入のたびに上記①～⑤の手続きをしていただくことになりますので、ご承知おきください。

(3) 家電4品目【民間施設・有料】※減免対象外

家電4品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）は、事前に郵便局でリサイクル料金を支払い、受け取った「家電リサイクル券」を製品に貼り、次の受け入れ先【家電4品目→(財)家電製品協会の指定引取場所等】へ搬入してください。有料での処理となりますのでご承知おきください。

※家電4品目受け入れ先 … 静岡ダイキュー運輸(株) (久留米運送(株)内)

住 所：袋井市木原632-1

電話番号：0538-43-2206

受付時間：月～土 9時～12時 13時～17時

日曜日・祝日・お盆・年末年始を除く

「袋井市ごみの出し方ガイド」P10 **家電リサイクル** 参照



問い合わせ先

袋井市環境・リサイクル推進課

ごみ減量推進係

住所：袋井市新屋一丁目1番地の1

TEL：0538-84-6057（直通）